

四国圏広域地方計画学識者会議規約

(名称)

第1条 本会議は、四国圏広域地方計画学識者会議(以下「学識者会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 学識者会議は、四国圏広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)の求めに応じ、四国圏における国土形成計画法(昭和25年法律第205号)第9条に規定する広域地方計画(以下「四国圏広域地方計画」という。)を定めるために協議会で行われる協議において、専門的な見地から意見を述べることを目的とする。

(組織)

第3条 学識者会議は、別表に掲げる学識者(以下「委員」という。)で組織する。

2 委員は非常勤とし、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第4条 学識者会議に座長及び座長代理を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、学識者会議を代表する。

3 座長代理は、座長に事故があるときにその職務を代理する。

(運営)

第5条 学識者会議は、座長が召集する。

2 座長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を徴することができる。

(庶務)

第6条 学識者会議の庶務は、四国圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、学識者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成19年12月26日から施行する。

(設立時委員の任期特例)

第2条 学識者会議設立時の委員においては、第3条第2項の規定にかかわらず、その任期を最初の四国圏広域地方計画が定められた日の属する年度の末日までとする。

(協議会設置までの読み替え)

第3条 協議会の設立の時まで、この規約で「四国圏広域地方計画協議会」または「協議会」とあるものは、「四国圏プレ広域地方計画協議会」または「プレ協議会」と読み替えるものとする。

別表

四国圏広域地方計画学識者会議委員名簿 (平成19年12月26日現在)

井原 健雄	北九州市立大学大学院社会システム研究科教授
柏谷 増男	愛媛大学大学院理工学研究科教授
川田 勲	高知大学農学部農学科森林科学コース教授
近藤 光男	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授
坂本 世津夫	高知大学国際・地域連携センター教授
櫻井 雄二	愛媛大学農学部生物資源学科教授
鈴木 茂	松山大学経済学部教授
谷 憲治	徳島大学大学院ヘルスハイサイエンス研究部教授
豊田 哲也	徳島大学総合科学部人間社会学科准教授
中橋 恵美子	NPO法人わははネット理事長
那須 清吾	高知工科大学社会システム工学科教授
依光 良三	高知大学名誉教授

(敬称略、50音順)